

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月1日 広島法務局可部出張所 登記官 井上建宗

記

意見又は資料の提出先 広島法務局可部出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2406-2022-0001	広島市安佐北区三入七丁目乙1081	畑	9・91
2406-2022-0002	広島市安佐北区三入四丁目48-3	山林	59
2406-2022-0003	広島市安佐北区三入七丁目990	原野	161
2406-2022-0004	広島市安佐北区三入六丁目乙606	原野	6・61
2406-2022-0005	広島市安佐北区三入三丁目乙193	原野	13
2406-2022-0006	広島市安佐北区三入一丁目乙2118	墓地	3・30
2406-2022-0007	広島市安佐北区三入四丁目乙23	原野	6・61
2406-2022-0008	広島市安佐北区三入七丁目329	山林	647